

## 令和4年度介護職員等特定処遇改善加算の分配金について

### 支給対象者：

介護、看護、相談、ケアマネ、栄養士、事務等

※対象外：上記うち、介護職以外で年間収入が440万円を超える者  
扶養制限のある者、運転、宿直、介助員、清掃、管理者

### 賃金改善実施期間：

令和4年6月 から 令和5年5月（12か月）

### 対象介護保険収入算定月：

令和4年4月 から 令和5年3月

### 加算収入予定額：

4,798,068円（令和3年度稼働予想から）

### 支給方法：

#### (1) 介護職員等特定処遇改善加算分配金として支給

①グループ 経験・技能のある介護職員

基準：リーダー、サブリーダー職。

又は他施設の経験も含め10年以上（R4.3月末）

介護福祉士必須（R4.3月末）

②グループ 他の介護職員

③グループ その他の職種

支給額：①グループ 月額20,000円程度

②グループ 月額7,000円程度

③グループ 月額3,500円程度

常勤換算にて支給

※ 上記支給額は予定額です。

支給時期：令和4年6月、12月賞与時、令和5年3月に一時金として支給

※支給日月末在職者に対して支給。

※改善にかかった事業主負担分社会料14%を除いた額から支給。

※加算配分から除外される居宅・ケア職員に対しては法人として支給。

※ 常勤換算とは、常勤職員が勤務する時間数を「1」として算出する。

### 職場環境等の改善に対する取り組み：

- ① 他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらず採用希望者へは面接等を実施。
- ② Zoom等利用し、研修への積極的に参加を推奨。
- ③ 時間単位での有給休暇の取得が可能。
- ④ 短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、職員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施（定期健康診断、ストレスチェックは勤務時間に関係なく直接雇用者へ実施。）
- ⑤ ICT活用（タブレット端末の活用等）による介護職員の事務負担軽減、利用者情報の蓄積、情報共有も含めた業務省力化。
- ⑥ 職業体験の受入れ地域行事への参加や主催等による職業魅力向上の取組の実施（中学、高校生の職業体験の受入れ、家族介護教室の開催など）
- ⑦ 地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施（小学生との交流会、幼稚園や小学校の運動会の見学、施設主催の祭りの実施）

※地域交流等については、例年の取組ではあるが、新型コロナウイルスの感染状況を踏まえて検討。